

# 福岡県公報

令和八年一月九日  
第六百六十号  
増刊  
①

目 次

再掲

○議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程  
の一部を改正する告示  
（議会事務局総務課）……………一

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第二項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する  
告示を次のように定める。

令和七年十二月十九日

福岡県議會議長 藏内勇夫

議会に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部  
を改正する告示

議会に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十六年三月  
福岡県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

議会に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規程

本則中「知事等に係る行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「  
知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

この告示は、公布の日から施行する。

附則